

介護福祉養成施設に入校し、公共職業訓練を受ける皆様へ

鳥取県介護福祉士修学資金のご案内



「鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度」とは

県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受ける方で、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付けることにより、県内における介護福祉士の充実を図ることを目的として創設しました。

▶以下の費用をお貸しします。

○修学資金 5万円（月額）

○教材購入費 8万円（貸付け期間中の各年度の最初の月のみ）

利用条件について

以下全てに当てはまる方が本制度の対象となります。

○介護福祉士養成施設において公共職業訓練（訓練科が介護福祉士養成科であり、訓練期間が2年間）を受けている方。

※令和7年4月以降の入校者に限る。

○将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方。

○過去に修学資金の貸付けを受けたことがない方。

返還の免除について

公共職業訓練を修了した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護福祉士業務等に3年間従事した場合等に、貸付金の返還が**免除**されます。

障害福祉サービス事業所への就職も
免除対象です

お問い合わせについて

詳しい申請方法・申請書類等は、「鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度のしおり」やホームページをご確認ください。

HP > > <https://www.pref.tottori.lg.jp/322920.htm>



▶申請・お問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課 地域包括ケア推進担当

TEL：0857-26-7689／FAX：0857-26-8168／E-Mail：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp